

全部のれんの会計学的性格に関する一考察

海老原 諭

早稲田大学大学院

要 旨

FASB は、2005 年 6 月公表の公開草案「企業結合」において、のれんの測定方法の変更を提唱している。のれんは、従来その測定方法に基づいて定義されてきたことから、測定方法の変更は、その会計学的性格にも影響を及ぼすものと考えられる。小稿では、SFAS 141 において用いられたのれんの構成要素分析を公開草案において提唱されているのれん（全部のれん）に適用することを通じて、のれんの測定方法の変更がその会計学的性格に及ぼす影響について検討することを目的としている。

公開草案では、被取得企業全体の公正価値を用いてのれんを測定することが提唱されている。このことにより、理論上は、のれんとして計上される金額から支払対価の多寡または種類の影響を除外できると期待される。しかし、公開草案では、実務上の混乱を避ける目的で、支払対価の公正価値を最善の基礎として被取得企業全体の公正価値を決定することが提案されている。このことは、公開草案によるのれんの精緻化への試みを著しく減殺しているものと思われる。

1. はじめに

アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下、「FASB」という) は、2005年6月末に公開草案「企業結合—FASB第141号の改訂 (以下、「企業結合公開草案」という)¹⁾」を公表した。

「企業結合公開草案」では、取得企業 (acquiring entity)²⁾ が被取得企業 (acquired entity) の持分のすべてを取得しなかった場合にも、非支配持分 (noncontrolling interest)³⁾ に相当部分を含む公正価値の総額 (full fair value)⁴⁾ でのれんを認識すべきであるとされている。この公正価値の総額で認識されたのれんが、いわゆる全部のれん (full goodwill)⁵⁾ である (以下、全部のれんとして特定すべき場合には「全部のれん」という用語を用いる)。

現行の企業結合に係る会計処理および報告に関する基準である財務会計基準ステートメント第141号「企業結合 (以下、「SFAS 141」という)⁶⁾」では、(1) 実務上のれんとして認識されてきたもの (企業結合の対価が被取得企業の純資産簿価を超過する額)⁷⁾ の構成要素を分析し、(2) 分析された諸要素のなかから「コアのれん (core goodwill)」を抽出し、(3) この「コアのれん」が資産の本質的な特徴 (essential characteristics) をみているかを検証することを通じて、「のれんは資産である」との結論が導き出されている⁸⁾。

「企業結合公開草案」では、のれんが資産であることについて再検討を行わなかったことが明言されているが⁹⁾、のれんの測定方法の変更に伴ってその構成要素が変化していたとすれば、SFAS 141で行われたのれんの資

産性に係る検証は、その第1段階から覆されてしまうように思われる。全部のれんを認識する合理性は、これが資産であることを前提として説明されていることを考えると、「企業結合公開草案」においてのれんの測定方法の変更を提唱しているにもかかわらず、その資産性についての再検討が行われていないことには問題があるように思われる。

小稿では、このような問題意識に基づいて、SFAS 141で行われたのれんの構成要素分析を全部のれんに対して適用することの意義および問題点について考察することを目的とする。

2. SFAS 141におけるのれんの構成要素分析の問題点

アメリカでは、SFAS 141の公表以前にも、企業結合に伴って生じるのれんの会計処理を規定した会計基準は存在した。しかし、実務上、のれんはこの基準において規定されていたものよりも広く、取得プレミアム (acquisition premium)、購入プレミアム (purchase premium) といった意味で解釈されていたという¹³⁾。このために、FASBは、のれんの会計処理を検討するにあたって、まずのれんの本質 (nature) に焦点をあてた。

SFAS 141には、のれんの構成要素として以下の6つが示されている¹⁴⁾。

- 構成要素1 — 被取得企業の純資産の取得日における公正価値が帳簿価額を超える額
- 構成要素2 — 被取得企業が取得日に認識していない他の純資産の公正価値
- 構成要素3 — 被取得企業に残る事業の継

続事業 (going-concern)
要素の公正価値

- 構成要素 4 —— 取得企業の純資産と被取得企業の純資産を結合させることによるシナジーその他の便益 (benefits)
- 構成要素 5 —— 支払対価の評価を誤ったことによる取得企業による支払対価の過大評価
- 構成要素 6 —— 取得企業による過大または過小な支払

SFAS 141 では、これら 6 つの構成要素のうち、構成要素 3 および構成要素 4 を「コアのれん (core goodwill)」としたうえで、これらが資産の定義をみたすかという観点からのれんの資産性が検討されている¹⁵⁾。

その他 4 つの構成要素が「コアのれん」とされなかったのは、これらが「概念上は (conceptually) のれんの構成要素ではない¹⁶⁾」ためである。

まず、SFAS 141 において、識別可能な資産および負債は、原則として、すべて取得日における公正価値によって認識しなければならないことから、被取得企業が企業結合以前に認識していなかった資産および負債についても、識別可能性がみたされている限りは原則として認識される¹⁸⁾。このために、構成要素 1 および構成要素 2 は「概念上は」のれんの構成要素となりえない。また、構成要素 5 はあくまでも測定の誤りであって資産ではなく、構成要素 6 も取得企業にとっての利益または損失ではあっても資産ではないという¹⁹⁾。

ただし、SFAS 141 におけるこのような論理展開には、次の 2 つの点で問題があるように思われる。

第 1 の問題は、のれんの本質を検討するに

あたって「概念上」という観念をもちだしているにもかかわらず、SFAS 141 においてのれんの「概念」自体についての説明が明確にされていない点である。

SFAS 141 において、のれんは「被取得企業のコスト (支払対価の公正価値—引用者) が取得資産に配賦した額から引受負債に配賦した額を控除した額を超える額²⁰⁾」であると定義されている。この定義は、のれんの測定方法の説明になっているとは思われるが、のれんの概念の説明を兼ねているのであろうか。諸概念フレームワーク第 6 号「財務諸表の構成要素²¹⁾」において、認識、測定および表示の問題と定義の問題とを区別することが明示されている点²²⁾を考えると、この定義によってのれんの概念が明らかにされるのかについては疑問である。

第 2 の問題は、のれんの本質に関する検討とのれんの資産性に関する検討の順序が逆転してしまっている点である。上述したような「資産でないからのれんでない」との論理が成立するためには、「のれんは資産である」ことが認められていなければならない。上述した「コアのれん」への絞込みは、資産性のある構成要素を「コアのれん」として残すプロセスにすぎない。この意味で、「コアのれん」の資産性を検討する意義は乏しく、SFAS 141 におけるのれんの本質へのアプローチの仕方には疑問がある。

このように考えると、のれんはどのような測定方法を採用するのかによって認識される対象が変わる可能性がある、すなわち「コアのれん」以外の 4 つの構成要素ものれんに含まれる可能性があるように思われる。実際 SFAS 141 においても、取得企業には、(1) 購入対価を正確に測定すること (構成要素 5 を排除または削減するため)、(2) 取得した

純資産を帳簿価額ではなく公正価値によって記録すること（構成要素1を排除または削減するため）および（3）無形資産の識別規準に適合するすべての取得無形資産を認識すること（構成要素2を排除または削減するため）²³⁾の3点が要請されており、コアのれん以外の諸要素をのれんから完全に除外することはできない、少なくとも非常に困難であることが認められている。したがって、SFAS 141の構成要素分析を利用するにあたっては、コアのれんとされている2つの構成要素に限定することなく、他の4つの構成要素についても考察対象としなければならないと考えられる。

3. SFAS 141におけるのれんの構成要素分析の全部のれんへの適用

「企業結合公開草案」では、のれんを「個別に識別されず単独で認識されない諸資産から生じる将来の経済的便益²⁴⁾」と定義したうえで、これを被取得企業全体の支配獲得日における公正価値が、同日における²⁵⁾識別可能な取得資産の公正価値から引受負債の公正価値を控除した額を超過する額として測定するとされている。

「企業結合公開草案」においては、このようにのれんの定義と測定方法とが別個に規定されており、前節の第1の問題点は解消されているようにも思われる。しかし、その定義の前半部分は、のれんの本質を単独で捉えることができないことを述べたものであり、のれん²⁶⁾の概念を確立するには不十分であると思われるし、またその後半部分について諸資産間に生じるシナジーをのれんの本質であると措定し、これが「将来の経済的便益」である

というのは、のれんが資産であることが前提にされていることを示したにすぎないように思われる。²⁷⁾SFAS 141において、将来の経済的便益の存在が確認されたのはコアのれん部分のみであり、測定方法によってのれんの範囲は変わりうることを、またSFAS 141によってもコアのれん以外の構成要素をのれんから完全に除外することができなかったことを考えれば、のれんの本質をその構成要素から分析することは依然として有意義であるように思われる。

SFAS 141のもとで認識されていたのれん（いわゆる「買入のれん」）の測定方法と「企業結合公開草案」のもとで新たに認識されるようになったのれん（「全部のれん」）の測定方法の違いは、受入純資産の公正価値からの超過額²⁸⁾を算定するために用いる価額として、支払対価の公正価値を被取得企業全体の公正価値に変更した点である。

このような前提によってのれんを算定した場合、取得企業の支払対価に係る構成要素（構成要素5および構成要素6）はのれんの範囲から除外されるために、のれんの構成要素はSFAS 141において理想とされた「コアのれん」に近似するようにも思われる。

しかし、「企業結合公開草案」において、被取得企業全体の公正価値は、取得企業が被取得企業に対して支払った対価の公正価値を最善の証拠（best evidence）²⁹⁾とすると規定されており、この場合には非支配持分が負担すべきのれんも認識されるという点を除くと、SFAS 141に準拠して認識されるのれんの測定額との違いは著しく小さくなってしまいうように思われる。「企業結合公開草案」では、その理由として以下の2点をあげている。³⁰⁾

- a. 支払対価と他の評価手法（valuation

technique) のどちらが最善の基礎を提供するのか、また十分に信頼できる見積値を得られる評価手法が複数あるような微妙な状態において事業の公正価値を見積もるための基礎は何かについて、実務上、非生産的な論争がおこることを防ぐまたは最小限にとどめるため

- b. 取得企業が実施した事業評価がデュエ・デリジェンスの一環ではあるが必ずしも監査を必要としない場合、当該評価に対して独立した者から証明を受けるなどの余計な負担をなくすまたは最小限にとどめるため

すなわち、「企業結合公開草案」では、会計基準（財務報告基準）の変更が実務に及ぼす影響を重視するか、または財務諸表に計上されるのれんの本質を精緻化するかについて、前者が優先されているものと思われる。特定の場合には、被取得企業全体の公正価値を他の方法で見積もったうえで、支払対価の公正価値との差額を企業結合時の損益として計上することも規定されているが、この方法を採用できる状況かについて明確な指針が示されていない以上、³¹⁾財務諸表作成者（発行体）が恣意的にこの部分を利用し、全部のれんの測定額を恣意的に上下させるおそれもあるように思われる。

また、被取得企業が認識していなかった識別可能無形資産の認識について、SFAS 141での結論が踏襲されている。³²⁾このために、被取得企業の無形資産を識別できない場合またはこれを識別できたとしても公正価値を測定できない場合には、これをのれんと区別して認識することはできないために、のれんに構成要素2に相当する部分が依然として含まれることとなるように思われる。例えば、「企

業結合公開草案」では、のれんの分離可能性規準 (separability criterion) について「被取得企業から分離または分割できる無形資産であり、単独または関連する契約、資産または負債とともに売却、移転、ライセンス、³³⁾貸与または交換できるもの」と説明しているし、また「相互に補完しあう複数の無形資産をグループとしてのれんから分離された単独の資産としてとして認識してもよい」と³⁴⁾されていることもあわせて考えると、のれんから無形資産を識別することの難しさは依然として解消されていないようにも思われる。

なお、「企業結合公開草案」は、公正価値の測定方法について、企業結合と同時並行的に検討がすすめられている「公正価値測定プロジェクト」³⁵⁾の成果に依存しており、公正価値の測定誤差とのれんとの関係はより複雑となる。

4. 全部のれんの会計学的性格の検討

これまで検討してきたことを整理すると、「企業結合公開草案」により規定されるのれんの範囲について、第1に取得企業の支払対価に関連する構成要素5および構成要素6がのれんから分離される可能性がある点が考えられた。ただし、これは全部のれんを算定するためのひとつの変数となる被取得企業全体の公正価値を、取得企業が企業結合にあたって支払った対価の公正価値とは別に見積もることができる場合に限られる。しかし、被取得企業全体の公正価値を支払対価の公正価値とは別に見積もることができたとしても、公正価値の測定方法および測定額に客観性がなければ、公正価値の測定誤差がのれんの精緻化を阻害する要因としてより強調されてしま

う結果となってしまうようにも思われる。

第2に受入純資産の公正価値と関連する構成要素1および構成要素2について、「企業結合公開草案」において重要な変更は行われておらず、依然として、のれんとして測定される金額にこれらの構成要素が混入する可能性が残っていることが考えられた。この点については、無形資産の識別規準および公正価値の測定という2つの問題が関連しているように思われるが、とりわけ前者について、自己創設無形資産の資産計上が原則として認められていない現行基準において、取得企業に識別の可否を判断させることは取得企業にとって過度の負担となるように思われる。

また、構成要素3については、企業が活動を継続する以上、継続事業価値 (going-concern element) の存在は認めるべきであるように思われるが、それは事業全体の価値であり、経済的便益をもつとされている他の資産を³⁷⁾のれんと別に認識する以上、その総額がのれんのみ³⁷⁾に反映されるものとは考えづらいように思われる。また、構成要素4については、前節にあげた複数の無形資産を単独の資産として認識するケースでは当該資産のなかにもシナジーと考えられる部分は含まれると思われるので、やはりのれんのみ³⁷⁾に補捉されるものではないのではないだろうか。これらは、のれんの測定額と他の資産等の測定額との関係に係る問題であり、のれんの本質を検討するうえで「コアのれん」に固執する必要があるのかという点を含めて検討することが必要であるように思われる。

5. おわりに

小稿では、のれんの測定方法の変更がのれんの資産性に及ぼす影響について考察する端

緒として、のれんの本質をSFAS 141に示されているのれんの構成要素分析に基づいて検討した。その結果、「企業結合公開草案」で提案されている方法には、取得企業による支払対価に係る構成要素に影響を及ぼす可能性があることを指摘するとともに、その他の構成要素に対してはほとんど影響を及ぼさないであろうことを指摘した。これはSFAS 141に示されたのれんの構成要素分析とのれんの資産性に関する検討が不可分のものでもないことを意味していると考えられ、さらにいえば、のれんの資産性は「コアのれん」に限定せず、のれんとして測定される全額について検討しなければならないことを示したものとも思われる。

なお、のれんの測定方法の変更として、被取得企業全体の公正価値が用いられるようになったことと同様に重要であると思われるのが、非支配持分に負担させるべき部分も含めてのれんを認識することが提唱されている点である。これは、のれんが資産であるとの前提に基づいて、資産であるならば他の資産と同様に非支配持分に負担させるべき部分も含めて認識すべきであるとの考えに基づいた会計処理であるが、³⁸⁾その妥当性を判断するためには、のれんを資産とする前提自体の妥当性について検討しなければならないように思われるが、この点については今後の検討課題としたい。

【注】

- 1) Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Business Combinations: a replacement of FASB Statement No. 141* [File Reference No. 1204-001], FASB, 2005.
- 2) 「企業結合公開草案」および企業結合プロジェ

- クト（第2フェーズ）では、営利企業間の企業結合のみならず、非営利組織等を含む企業結合を対象としており（*ibid.*, pars. 2 and B 13-B 18）、事業体を表す用語として実体（entity）という用語が用いられている。このために、原文に忠実に訳出すれば acquiring entity は取得実体、acquired entity は被取得実体とすべきであると考えられるが、小稿ではわが国の論放において一般的に用いられていると思われる取得企業または被取得企業と訳出することにした。
- 3) 非支配持分（noncontrolling interest）とは、「子会社の持分（残余請求権）のうち、親会社および親会社の所有者以外の当該子会社の所有者に帰属する部分（Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft : Proposed Statement of Financial Accounting Standards : Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries : a replacement of ARB No. 51 [File Reference No. 1205-001]*, FASB, 2005, par. 5 e）」であると定義されている。ここでは、「非支配持分（少数株主持分とよばれることもある）（noncontrolling interest [sometimes called minority interests] [*Ibid.*, par. 1]）」と述べられていることから、非支配持分は少数株主持分と同義であると考えられる。「企業結合公開草案」では、少数株主持分という用語は用いられておらず、その代わりにすべて非支配持分という用語で統一されている。
 - 4) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. 49 and B154.
 - 5) 「企業結合公開草案」では、認識されるのれんの測定方法の変更としてこの提案捉えているために、全部のれん（full goodwill）という用語は用いられていない。これに対して、「企業結合公開草案」と同時に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；以下、「IASB」という）が公表した同趣旨の公開草案（International Accounting Standards Board, *Exposure Draft of Proposed : Amendments to IFRS 3 Business Combinations*, IASB, 2005）では、全部のれんという用語が従来のものであったのれん（purchased goodwill）という用語と対比させて用いられている。小稿では、のれんとして認識される範囲の変更がその会計学的性格にどのような影響を及ぼすのかを考察の対象にするために、便宜上、買入のれんおよび全部のれんという用語を用いて両者を区別することにした。
 - 6) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 : Business Combinations*, FASB, 2001.
 - 7) American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board, *APB Opinion No. 16 : Business Combinations*, AICPA, 1970, pars. 72-76 and 87 参照。
 - 8) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (6), pars. B102-B116.
 - 9) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. B19 and B154.
 - 10) *Ibid.*, par. B154.
 - 11) American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board, *op. cit.*, *supra* note (7).
 - 12) Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft : Proposed Statement of Financial Accounting Standards : Business Combinations and Intangible Assets [File Reference No. 201-A]*, FASB, 1999, par. 170.
 - 13) *Ibid.*, par. 169.
 - 14) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (6), par. B102.
 - 15) *Ibid.*, par. B110.
 - 16) *Ibid.*, par. B103.
 - 17) *Ibid.*, par. 35.
 - 18) *Ibid.*, par. 39.
 - 19) *Ibid.*, par. B104.
 - 20) *Ibid.*, Appendix F.
 - 21) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 : Elements of Financial Statements : a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB, 1985（平松一夫・広瀬義州訳「FASB 財務会計の諸概念（増補版）」中央経済社、

- 2004年).
- 22) *Ibid.*, par. 22 (同上訳書, 295頁) .
 - 23) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (6), par. B106.
 - 24) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 3j.
 - 25) 「企業結合公開草案」においては、段階取得 (step acquisition) の場合にも、企業結合による取得資産および引受負債を支配獲得日の公正価値によって再評価する (いわゆる「一括法」の適用) ことが規定されていることから、全部のれんの測定方法 (測定額) に影響は及ばない (*ibid.*, par. 21a)。
 - 26) *Ibid.*, par. 49.
 - 27) 「企業結合公開草案」では、のれんを資産として認識することおよびのれんは残差としてしか測定できないことという SFAS 141 での 2つの結論について再検討していないことが述べられている (*ibid.*, par. B154)。
 - 28) 注 25 において前述したように、企業結合による取得資産および引受負債の原初測定価額を支配獲得日時点の公正価値とすることが規定されているために、段階取得の場合などではこの価額にも SFAS 141 の規定と「企業結合公開草案」で提唱されている方法との間に違いが生じるが、便宜上、小稿ではこの違いを無視することにした。
 - 29) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. 20, A9-A11.
 - 30) *Ibid.*, par. B64.
 - 31) *Ibid.*, pars. 59-61. 「企業結合公開草案」では、支払対価の公正価値を被取得企業全体の公正価値を見積もるための最善の証拠としない場合について具体的な説明は行われていないが、本体にそえられた付録では、(a)対価が支払われていない場合、(b)完全取得 (取得企業が被取得企業の持分の 100% を取得する企業結合の一形態) されていない場合に被取得企業に対する支配を獲得するために支払った支配プレミアム (control premium) が支払対価に反映されていない場合、(c)被取得企業全体の公正価値を単独で見積もり、これと支払対価の公正価値との間に差額が生じている場合などが説明されている (*ibid.*, pars. A 8-A 26)。
 - 32) *Ibid.*, pars. 26 and B19.
 - 33) *Ibid.*, par. A29.
 - 34) *Ibid.*, par. A40.
 - 35) 「企業結合公開草案」においては、「公正価値は、財務会計基準提案ステートメント『公正価値測定』と同一の意味で用いる (*ibid.*, par 3i)」とされている。2005年11月現在、公正価値測定に係るプロジェクトでは、公開草案に対するコメントに基づいて公聴会が開催され、ワーキングドラフト (Financial Accounting Standards Board, *Working Draft: Statement of Financial Accounting Standards No. 15X: Fair Value Measurements*, FASB, 2005) が公表された段階である。
 - 36) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142: Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB, 2001, par. B24.
 - 37) 諸概念ステートメント第6号では、資産の特徴のひとつとして、これが将来の経済的便益であることがあげられている (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (21), pars. 25-28 [前掲訳書, 297-298頁]) .
 - 38) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), pars. B22-B23.